

様

このたびはご質問をお寄せいただきありがとうございました。
2月14日に書面でいただいた件について、お答えします。

(質問1)

どのような形、方法で、何度位、NEXCO のどの役職の人に、脱硝装置設置依頼をしたのか示してください。それとも、口頭依頼だけですか。

開示請求で示された「栄政52号」文書は、栄区連合町内会宛であり、NEXCO 宛ではありません。本文書がNEXCO に回った証拠がない限り、開示請求内容と関係のない文書を開示請求に出すこと自体がおかしい。

(質問1の回答)

本市としましては、開示した対象行政文書2件とともに、事業者である東日本高速道路株式会社及び国土交通省に脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組みを働きかけています。

そのため、平成31年1月23日付開示請求書における対象行政文書として公開したものです。

(質問2)

NEXCO に脱硝装置設置を依頼したならば、なぜその記録がないのか。
その理由を示してください。

(質問2の回答)

栄区連合町内会定例会（平成28年4月20日開催）の後、開示した対象行政文書2件とともに、事業者に申し伝えました。

(質問3)

横浜市は、NEXCO から無視されているのですか。NEXCO に口頭を含め脱硝装置設置を依頼したなら、なぜ NEXCO からの拒否回答を含め、記録としてないのか、理由を示してください。

(質問4)

市の働きかけに対し、口頭を含め NEXCO は何と回答しているのか。回答が無いとすれば、何故回答を求めないのか。

(質問3及び4の回答)

事業者である東日本高速道路株式会社は、「横浜環状南線換気所の計画・工事について」の説明会（平成31年1月18日及び19日開催）において、「現時点では脱硝装置の設置は必要ないものと考えているが、今後とも設置の必要性を含め検討していく」という旨の回答をしています。

本回答が、事業者の現段階における回答ですので、引き続き、脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組みを働きかけていきます。

平成31年2月26日

横浜市 道路局 横浜環状道路調整担当課長 角野 智史

(横浜環状道路調整課 電話：045-671-2759 FAX：045-651-2325)

(広聴 第30-900008号)

事務局 注記

上記文書の質問とその回答をご覧いただければお分かりのように横浜市は的確な回答無しに、問題をはぐらかし、回答をごまかしているのがお分かりと思います。

これが行政のやり方です。